

Press Release

島根労働局発表 平成 26 年 10 月 30 日(木) 島根労働局労働基準部

担 監督課長

綿貫 直

 川角 洋二

Tel: 0852-31-1156

報道関係者 各位

過重労働等に関する電話相談を 11月1日(土)に実施します

~ 中国 5 県の労働相談に無料で対応 ~

厚生労働省においては、全国一斉に実施する 11 月の「過重労働解消キャンペーン」の取組として、長時間労働、賃金不払い残業、若者「使い捨て」が疑われる企業などに関する無料の電話相談を 11 月 1 日 (土) に行います。

島根県を含む中国地方 5 県からの相談には、島根、鳥取、広島、岡山、山口の各労働局職員が広島労働局において対応し、その内容をもとに各県で重点的な監督指導を行います。

1 電話相談の開催日時と電話番号

平成26年11月1日(土)午前9時から午後5時まで

フリーダイヤル (無料): 0120-794-713

(電話番号は全国共通です。)

2 11 月過重労働解消キャンペーンについて(資料 1)

過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けて、11 月に「過重労働解消キャンペーン」として実施します。キャンペーンにおいては、上記1の全国一斉電話相談のほか、事業主、企業の労務担当責任者等を対象としたセミナーの開催(資料2 全国8か所、広島11月17日(月))などを予定しています。

働き過ぎ!…じゃないですか?

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか? 効率の良い仕事をする環境がありますか? 健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。 この機会に一度、みなおしてみませんか?



~過重労働、賃金不払残業をなくしましょう~

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

過重労働等に 関する相談は こちら



フリーダイヤル なくしましょう 長い残業 0120-794-713

11月1日(土) 9:00~17:00

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html



11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

平成26年の通常国会で「過労死等防止対策推進法」が成立しました。この法律では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は横ばいで推移するとともに、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間 を超えて長くなるほど、業務と 脳・心臓疾患の発症との関連性 が強まります。

労働基準法第 37 条に違反する、 賃金不払残業は、あってはなら ないものです。

これらの問題の 解消のためには・・・

過重労働による健康障害を防止するために^{※1}

①時間外・休日労働時間の削減

- ◇ 時間外労働協定は、限度基準*2に適合したものとする必要があります。
- ◇ 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は 月45時間以下とするよう努めましょう。
- ◇休日労働についても削減に努めましょう。

②労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◇健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために^{※3}

- ① 労働時間適正把握基準*4を遵守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。
- ※1「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月、厚生労働省)
- ※ 2 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)
- ※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)
- ※4「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月、厚生労働省)

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は、無料電話相談にご相談ください。

過重労働解消 相談ダイヤル 0120 - 794 - 713

平成 26年 11月 1日 (土) 9:00 ~ 17:00

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署 (開庁時間 平日8:30~17:15)

労働条件相談ほっとライン 0120-811-610 (月・火・木・金 17:00 \sim 22:00、土・日 10:00 \sim 17:00) 労働基準関係情報メール窓口 (情報提供)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html





平成26年度厚生労働省委託事業

重労働解消のためのセミナー

過重労働を無くすために できること

過重労働の解消を図るためには、各企業において自主的に、長時間労働の削減、 労働時間管理、健康障害防止対策といった取組を進めることが重要ですが、

一方で取組が十分でない企業においては、過重労働防止対策に

必要な知識やノウハウが十分でないことが考えられます。

本セミナーは、労働基準法を中心とした知識の習得と実務上の改善対策案 などに関して実際に取り組める事例の紹介などを詳しく解説します。

参加費

定員

※事前予約制

対象者

事業主、企業の労務担当責任者等

内 容 過重労働解消に向けた労働基準法の解説と、 実務面における過重労働改善取組事例の紹介等

申込方法

裏面をご参照ください。

東日本 エリア

11月 4日火[北海道会場]、11日火[東京会場]

11月14日 (宮城会場)、28日 (愛知会場)



質疑応答

12月 **5**日金 [東京会場]

午前の部 10:30~12:30 午後の部 14:00~16:00

西日本 エリア

11月 7日 金 [大阪会場]

11月 10日 [福岡会場]、17日 [広島会場]



11月21日金[大阪会場]、25日火[香川会場]

午前の部 10:30~12:30 午後の部 14:00~16:00

東日本エリア担当講師 -

小林弘和 ■ TAC社会保険労務士 実務講師

早稲田大学法学部卒業後、キヤノン販売㈱入社。91年、行政書士、92年、 社会保険労務士、94年、中小企業診断士の試験に次々合格。96年キヤ ノン販売を退社し、小林マネジメント研究所設立。03年社会保険労務士 法人NACマネジメント研究所設立、代表社員就任。現在、顧問先企業の 労務管理支援や賃金·退職金制度の改定及び運用支援等に従事。



西日本エリア担当講師

貫場恵子 ■ TAC社会保険労務士 実務講師

兵庫県職員退職後、ヒューマン・アカデミー非常勤講師を経て、 2000年社会保険労務士事務所を開設。講師業としてTAC、 全国社会保険労務士会研究機構社労士講師団、などで登壇経験 があり、実務的検知から長時間労働・賃金不払・パワハラ・ワーク ライフバランスに関するセミナー等を実施。



午前午後共通スケジュール

カリキュラム	項目	プログラム
開会のあいさつ(司会)	● セミナー概要、配布資料の確認	
I. チェックシート(5分)	● チェックシートによる自社分析	セミナーの中で、自社に必要な過重労働対策ポイントを効果的に学習できるように、 チェックシートによる自社分析を行います。
I. はじめに	1) 過重労働対策は経営課題 2) 脳・心臓疾患/精神障害の労災補償状況	①過重労働への対策を講じることは重要な経営課題のひとつ ②最新のデータ(平成25年度『脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況』)から見る 過重労働の現状
Ⅲ. 過重労働の防止対策	 経営者・管理者・労務担当者の意識変革 過重労働対策推進計画 各部門の役割と連携 労働時間に関する基準 衛生委員会等の活用 医師による面接指導制度の活用 	①経営者・管理者等が過重労働対策を経営課題と捉え、改善のための方針を示す ②事業場における過重労働解消のための施策 ③各部門がそれぞれ担っている役割とは ④適正な労働時間について ⑤衛生委員会等の設置と運用方法 ⑥医師による面接指導制度のあり方及び活用方法
Ⅳ. 過重労働防止の具体例	1) 過重労働改善取組事例の紹介	過重労働の防止によい成果を生んだ企業事例を参考に、自社の過重労働改善のヒントを 見出します。セミナーを聞きにくるだけでなく、『これならできるかも!』という自社で 実践できる具体的なイメージを持ち帰っていただきます。
V. まとめ	総括	①過重労働を解消するには、積極的かつ実効性のある対策に取り組むことが必要 ②積極的な「ワーク・ライフ・バランス」への取組が企業にとっての ア)人材採用カ イ)人材定着カ ウ)人材活用カ となります。

過重労働解消のためのセミナー 開催スケジュール 平成26年度厚生労働省委託事業

〈セミナー当日は、直接各教室へお越しください。〉 教室は変更する可能性もありますので、当日は校舎内の案内掲示をご確認ください。



北海道 TAC札幌校

〒060-0005 札幌市中央区北5条西5丁目7番地 sapporo55 304教室 JR札幌駅西口より徒歩2分

11/4日火



西日本エリア

TAC梅田校

〒530-0015 大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル 601教室 阪急・地下鉄御堂筋線梅田駅より徒歩6分 JR大阪駅より徒歩7分

11/7日金・11/21日金



TAC八重洲校

T104-0031 中央区京橋1-10-7KPP八重洲ビル 301教室

JR東京駅中央口より徒歩5分 日本橋駅B1出口より徒歩3分 京橋駅6番出口・宝町駅A6出口より徒歩4分

11/11日火·12/5日金



TAC福岡校

〒810-0001 福岡市中央区天神1-15-6 綾杉ビル 205教室

地下鉄天神駅東口改札より12番出口徒歩2分 16番出口スグ

11/10日月

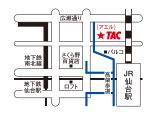


TAC仙台校

〒980-6125 仙台市青葉区中央1丁目3番1号 アエル 2502教室

JR仙台駅西口より徒歩3分

11/14日金



TAC広島校

T730-0011 広島市中区基町11-10 合人社広島紙屋町ビル 304教室 広島電鉄紙屋町東電停の正面

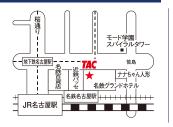


知 TAC名古屋校

〒450-0002 名古屋市中村区名駅1-2-4 名鉄バスターミナルビル 913教室 名鉄・近鉄名古屋駅より徒歩1分

JR名古屋駅広小路口より徒歩2分





Ш 高松商工会議所

₹760-8515 香川県高松市番町2-2-2 201会議室

琴電瓦町駅より徒歩15分

11/25日火



過重労働解消セミナー事務局

TEL:070-5369-6473 FAX:03-3546-0432

受付時間:平日9:30~17:30(土曜、日曜、祝日は休み)

Email: info@kajuroudoukaisho.jp 専用サイト: 過重労働解消.ip

過重労働解消セミナー FAX参加申込書 専用Webサイトからも直接ご応募いただけます。

参加希望説明会	月日 (午前 / 午後) 会場名			
会社名:	お名前:			
業 種:	企業規模:			
ご連絡先(直) TEL:	Email:			
※お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。無断で第三者に提供することはありません。				